

退職給付金の支給

退職給付金の支給は、加入者が1年（12ヶ月分）以上にわたり掛金を納付し退職に至った場合、退職共済規程に基づいて行われるものです。

掛金の納付月数が12ヶ月分に満たない場合、退職給付金の支給はありません。

掛金は、退職給付金の基礎となるものです。共助会へ加入してから1年未満の退職者へ返戻することはありませんのでご注意ください。